

○個人情報保護委員会規則第二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十九日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）	（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下本号及び次号において「個人情報保護法」という。）第七十四条第二項第三号若しくは個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十条第三項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（法第二条第四項に規定する行政機関等をいう。以下本号及び次号において同じ。）が保有するもの又は行政機関等以外の者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報保護

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下本号及び次号において「個人情報保護法」という。）第七十四条第二項第三号若しくは個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十九条第三項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関若しくは独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報保護法第十六条第一項に

法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、当該行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（法第二条第四項に規定する行政機関等をいう。以下本号において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

「三〇十 略」

「三〇十 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。